

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年2月20日 令和3年度決算の決定

令和4年2月20日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) その他

様式 2

法人名 医療法人 福賀会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市武岡1丁目116-24

財 産 目 録
(令和4年12月31日現在)

1. 資 産 額	84,917 千円
2. 負 債 額	29,680 千円
3. 純 資 産 額	55,237 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	51,818
B 固 定 資 産	33,099
C 資 産 合 計 (A+B)	84,917
D 負 債 合 計	29,680
E 純 資 産 (C-D)	55,237

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人 福賀会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市武岡1丁目116-24

貸借対照表
(令和4年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	51,818	I 流動負債	13,089
II 固定資産	33,099	II 固定負債	16,591
1 有形固定資産	13,194	負債合計	29,680
2 無形固定資産	106	純資産の部	
3 その他の資産	19,799	科 目	金 額
		I 資本金	5,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	50,237
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	55,237
資産合計	84,917	負債・純資産合計	84,917

様式4-2

法人名 医療法人 福賀会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市武岡1丁目116-24

損益計算書

(自 令和4年1月1日 至 令和4年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	112,884
2 事業費用	105,790
本来業務事業利益	7,094
事業利益	7,094
II 事業外収益	507
III 事業外費用	134
経常利益	7,467
IV 特別利益	8
V 特別損失	0
税引前当期純利益	7,475
法人税、住民税及び事業税	1,189
当期純利益	6,286

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人 福賀会
所在地 鹿児島市武岡1丁目116-24

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 福賀会
理事長 福村 憲司 殿

私は、医療法人福賀会の令和4会計年度（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年2月20日
医療法人 福賀会
監事 中崎 隆穂